

第2 個人情報保護制度

1 自己情報の開示の状況

(1) 文書による開示請求

ア 開示請求の状況

平成29年度の文書による自己情報の開示請求の件数は、619件でした（図1）。

これを開示請求者別に見ると、県内に住所を有する個人が529件、県外に住所を有する個人が90件となっています（図2）。

また、実施機関別に見ると、警察本部長348件、知事138件等となっています（表1）。

開示請求の主な内容を見ると、警察が作成した相談カードに記載された自己情報、警察が作成したサービス日誌に記載された自己情報、一般選抜入学試験成績に係る自己情報、警察が作成した物件事務報告書に記載された自己情報、警察が作成した犯罪事件受理簿に記載された自己情報等があります。

図1 文書による開示請求件数（平成25～29年度）

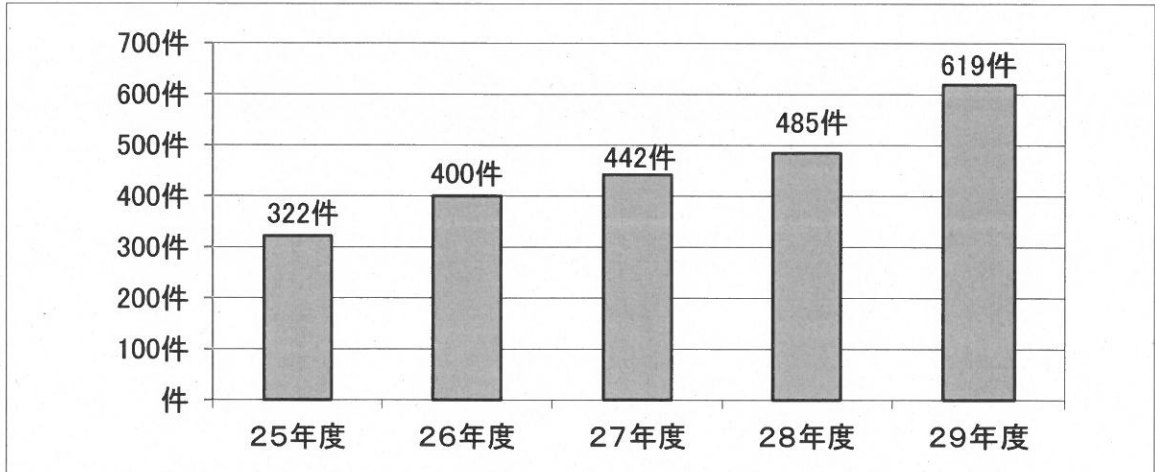


図2 開示請求者別内訳

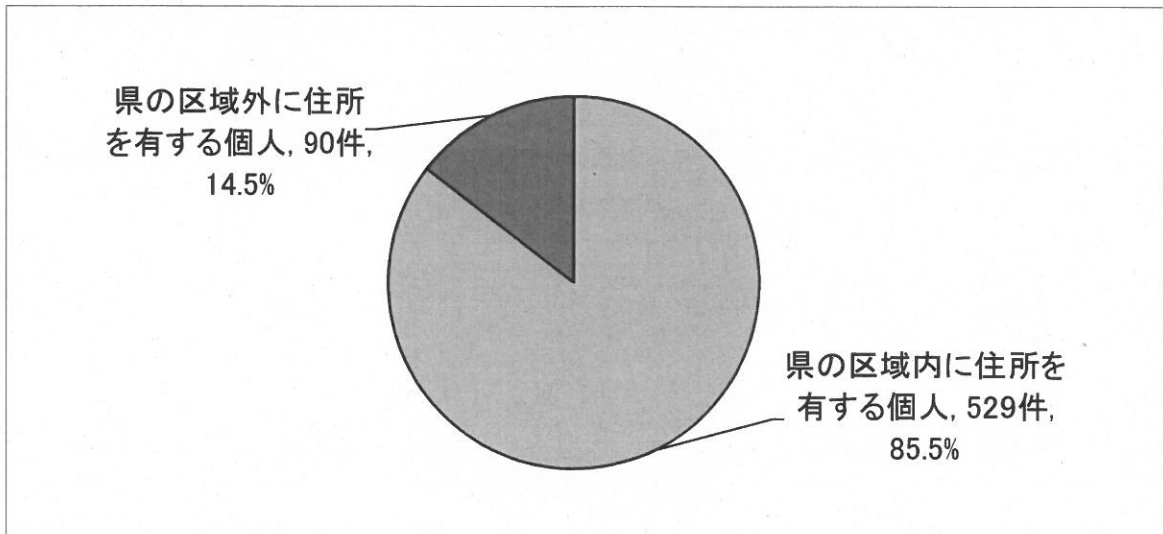


表1 実施機関別文書による自己情報の開示請求状況

実施機関		請求 件数	開示請求の主な内容
知 事	総務部、秘書室	20	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請書に関する自己情報 ・身体障害者手帳の申請書等に記載された自己情報 ・各種相談記録に記載された自己情報
	企画・地域振興部		
	人づくり・県民生活部	1	
	保健医療介護部	75	
	福祉労働部	32	
	環境部		
	商工部	2	
	農林水産部		
	県土整備部	6	
	建築都市部	2	
	会計管理局		
小計	138		
議会			
公営企業の管理者			
教育委員会	12	・職員採用試験結果に関する自己情報	
選挙管理委員会			
人事委員会	4	・職員採用試験結果に関する自己情報	
監査委員			
公安委員会			
警察本部長	348	<ul style="list-style-type: none"> ・相談カードに記載された自己情報 ・サービス日誌に記載された自己情報 ・物件事務報告書に記載された自己情報 ・犯罪事件受理簿に記載された自己情報 	
労働委員会			
収用委員会			
海区漁業調整委員会			
内水面漁場管理委員会			
地方独立行政法人	117	・公立大学入学試験結果に関する自己情報	
合計	619		

イ 開示請求に対する決定の状況

開示請求619件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数13件を除いた606件です（表2）。

表2 実施機関別文書による自己情報の開示請求に対する決定の状況

実施機関	請求 件数	決 定 の 状 況				取下げ	
		開示	部分開示	不 開 示 不存在	却下		
知 事	総務部、秘書室	20	2	10	7	6	1
	企画・地域振興部						
	人づくり・県民生活部	1	1				
	保健医療介護部	75	21	32	16	14	6
	福祉労働部	32	12	17	3	2	
	環境部						
	商工部	2	1	1			
	農林水産部						
	県土整備部	6	5	1			
	建築都市部	2	2				
	会計管理局						
	小 計	138	44	61	26	22	7
議 会							
公営企業の管理者							
教育委員会	12	6	5			1	
選挙管理委員会							
人事委員会	4	3	1				
監査委員							
公安委員会							
警察本部長	348	7	334	2	1	3	2
労働委員会							
収用委員会							
海区漁業調整委員会							
内水面漁場管理委員会							
地方独立行政法人	117	116	1				
合 計	619	176	402	28	23	3	10
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(28.4%)	(65.0%)	(4.5%)	(3.7%)	(0.5%)	(1.6%)

ウ 不開示事由

不開示と部分開示の決定状況について、条例第14条第1項の第1号から第10号までの主な適用状況を見ると、開示請求者以外の個人に関する情報（第1号）に該当するものが363件、警察職員情報（第6号）に該当するものが336件等となっています（表3）。

表3 不開示事由の事由別適用件数

条例第14条第1項各号		適用件数		
		部分開示	不開示	計
第1号	開示請求者以外の個人に関する情報	362	1	363
第2号	事業情報			
第3号	審議・検討等情報	2	1	3
第4号	行政運営情報	153		153
第5号	評価判断情報	43		43
第6号	警察職員情報	336		336
第7号	捜査等情報	41		41
第8号	法令秘情報	9	2	11
第9号	未成年者等情報	1		1
第10号	会派情報			
計		947	4	951

注1 重複適用があるため、表2の件数と一致しません。

注2 不存在は除いています。

エ 個人情報開示請求に係る写しの交付枚数及び金額

写しの交付の内訳としては、白黒が13,201枚で132,010円、カラーが81枚で2,430円、CD-Rが1枚で80円となっています（表4）。

表4 個人情報開示請求に係る写しの交付枚数及び金額

（単位：枚、円）

区分	交付枚数	金額
白黒（10円）	13,201	132,010
カラー（30円）	81	2,430
録音カセットテープ（120円）		
ビデオカセットテープ（170円）		
CD-R（80円）	1	80
マイクロフィルム（10円）		
その他		
合計	13,283	134,520

注 括弧内の金額は、1枚当たりの金額

「その他」は、A3版を超えるサイズの写し等

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）

ア 簡易開示の対象となる個人情報

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

実施機関別の対象件数は、知事が19件、教育委員会が7件、人事委員会が5件、警察本部長が15件、地方独立行政法人が18件、合計64件となっています。

イ 簡易開示の件数

簡易開示の請求件数は、9,493件でした（図3、表5）。

請求件数が最も多かったものは、福岡県立高等学校入学者選抜で、7,532件の請求があり、請求件数全体の約79.3パーセントとなっています。

その他の主な内容は、県職員採用試験関係のものが748件、警察官採用試験関係のものが80件、三公立大学入学試験関係のものが422件等となっています。

図3 口頭による開示請求件数（平成25～29年度）

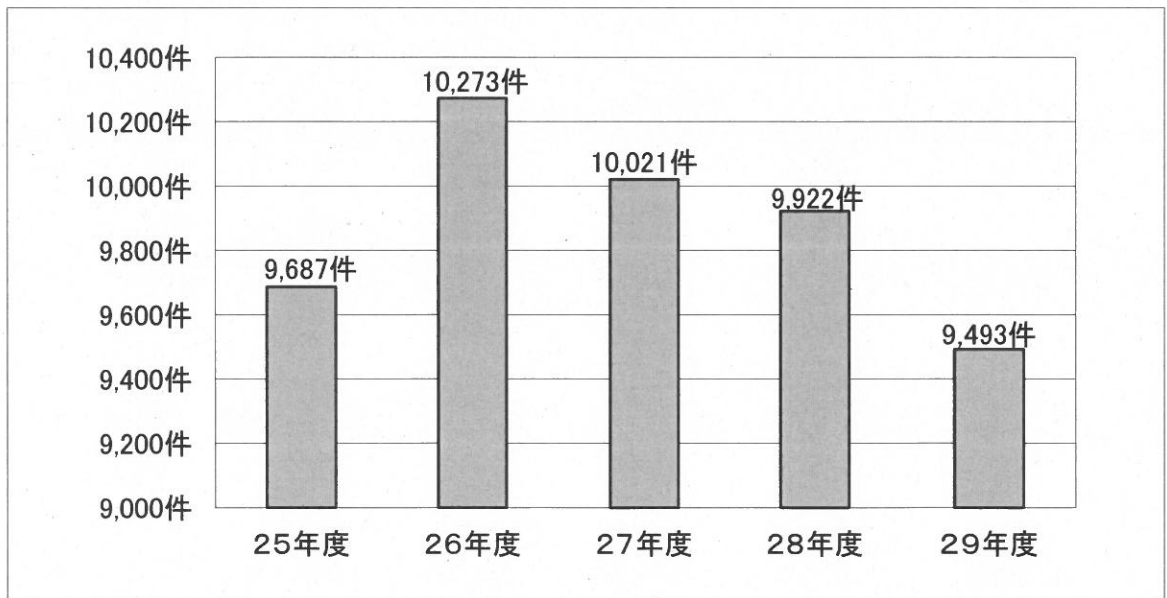


表5 実施機関別簡易開示の件数

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知事	クリーニング師試験	2	合格発表の日から1か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	1	
	毒物劇物取扱者試験	7	
	登録販売者試験	22	
	技能検定試験	8	合格発表の日から1年間
	職業訓練指導員試験	2	合格発表の日から1か月間
	福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	36	
	狩猟免許試験	2	
	農薬指導士認定試験	3	
	小計	83	
教育委員会	福岡県立高等学校入学者選抜	7,532	合格発表の日(全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日)の翌日から1か月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	161	入学者決定結果通知を発送した日の翌日から1か月間
	小計	7,693	
人事委員会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	651	合格発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	57	
	福岡県職員採用選考試験(人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。)	40	
	小計	748	
警察本部長	福岡県警察官A(男性)採用試験	33	合格発表の日から1か月間。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官B(男性)採用試験	13	
	福岡県警察官B(早期採用男性)採用試験	14	
	福岡県警察官A(女性)採用試験	12	
	福岡県警察官B(女性)採用試験	7	
	福岡県警察官C採用試験	1	

	猟銃等講習考査	166	合否発表の日から1か月間
	警備員指導教育責任者講習修了考査	148	
	機械警備業務管理者講習修了考査	14	
	警備員等検定学科試験	78	
	警備員等検定実技試験	46	
	駐車監視員資格者講習修了考査	15	
	小計	547	
地方独立行政法人	九州歯科大学入学者選抜試験	115	4月16日から1か月間
	九州歯科大学アドミッション・オフィス入学試験	21	
	九州歯科大学大学院入学者選抜試験	2	合格発表の日から1か月間
	福岡女子大学学部入学者選抜試験（一般入試）	77	学生募集要項に定める期間
	福岡女子大学学部入学者選抜試験（一般入試以外）	16	
	福岡女子大学大学院入学者選抜試験	2	
	福岡県立大学入学者選抜試験	133	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	55	
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	1	
		小計	422
	合計	9,493	

2 自己情報の訂正の状況

自己情報の訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときに、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができるものです。

平成29年度は、1件の自己情報の訂正請求がありました。

3 自己情報の利用停止の状況

自己情報の利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報又は特定個人情報が、収集の制限等（条例第3条）、個人情報の利用及び提供の制限（条例第5条）、特定個人情報の利用の制限（条例第5条の2）又は特定個人情報の提供の制限（条例第5条の3）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときに、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成29年度は、1件の自己情報の利用停止請求がありました。

4 審査請求の状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求を行うことができます。

平成29年度は、審査請求が75件ありました（表6）。

表6 審査請求の状況

答申番号	審査案件案件	諮問実施機関	審査請求 年月日	個人情報保護審議会		実施機関の裁決	
				諮問年月日	答申年月日	年月日	内容
第41号	措置入院に関する診断書等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	知事	29. 5. 15	29. 6. 28	30. 9. 20	—	—
—	審査請求人を対象に行った活動の記録に係る個人情報の開示却下処分に対する審査請求	公安委員会	29. 8. 7	—	—	30. 9. 6	棄却
第36号	措置入院に関する診断書に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	知事	29. 8. 22	29. 9. 26	30. 8. 23	30. 11. 29	棄却
第34号	警ら用無線自動車カーロケータ車載装置ビデオカメラの動画映像記録に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	29. 8. 30	29. 12. 14	30. 6. 21	—	—
第42号	措置入院者に対する診察指定医の意見に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	知事	29. 8. 30	29. 10. 6	30. 9. 20	—	—
第43号	診察実施通知書等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	知事	29. 9. 13	29. 10. 19	30. 9. 20	—	—
第37号	精神保健福祉法に基づく事前調査票等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	知事	29. 9. 20	29. 10. 31	30. 8. 23	30. 11. 29	棄却
第38号	精神保健福祉法に基づく事前調査票等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	知事	29. 9. 20	29. 10. 31	30. 8. 23	30. 11. 29	一部認容
第39号	診察実施通知書に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	知事	29. 9. 20	29. 10. 31	30. 8. 23	30. 11. 29	棄却
—	退院請求ホットライン受付簿に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求 ほか23件	知事	29. 10. 9	29. 11. 17	—	—	—
第40号	精神保健福祉相談記録等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	知事	29. 10. 20	29. 12. 1	30. 8. 23	30. 11. 29	一部認容

—	図書館の利用に関する相談記録等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	教育委員会	29.10.20	29.12.26	—	—	—
—	図書館の利用に関する相談記録等に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求	教育委員会	29.10.20	29.12.26	—	—	—
—	精神保健福祉法に基づく事前調査票等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求 ほか2件	知事	29.10.28	30.1.25	—	—	—
—	措置入院に関する診断書等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求 ほか11件	知事	29.10.28	30.2.9	—	—	—
—	精神保健福祉相談記録等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求 (29.10.3請求分) ほか12件	知事	29.11.4	29.12.19	—	—	—
—	精神保健福祉相談記録等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求 ほか6件	知事	29.11.10	29.12.21	—	—	—
第35号	相談カードに係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	29.12.25	30.3.1	30.7.19	—	—
—	図書館の利用に関する相談記録等に係る不訂正決定処分に対する審査請求	教育委員会	30.2.9	30.3.26	—	—	—
—	福岡県行政不服審査会第2部会会議録等に係る個人情報部分開示決定処分に対する審査請求 ほか1件	知事	30.2.25	30.3.23	—	—	—

5 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条の規定により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成29年度は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、1件の苦情相談がありました。

6 福岡県個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

審議会には、次の部会を置いています。

- ・第一部会（審査請求部会）

審査請求事案の審査に関する事項を所掌する。

- ・第二部会（住基法・番号利用部会）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本人確認情報の保護に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を所掌する。

(1) 福岡県個人情報保護審議会の開催状況

平成29年度の審議会の開催状況は、次のとおりです（表7、表8、表9）。

表7 審議会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第13期：第4回審議会 平成29年7月20日	・個人情報の提供の制限に関する例外について
第5回審議会 平成29年8月24日	・個人情報の収集の制限に関する規定の例外について
第6回審議会 平成29年9月21日	・個人情報の収集の制限に関する規定の例外について
第7回審議会 平成29年10月19日	・個人情報の収集の制限に関する規定の例外について
第8回審議会 平成29年11月19日	・個人情報の収集の制限に関する規定の例外について

表8 第一部会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第13期：第4回第一部会 平成29年4月20日	・審査請求について
第5回第一部会 平成29年5月18日	・審査請求について
第6回第一部会 平成29年6月15日	・審査請求について
第7回第一部会 平成29年7月20日	・審査請求について

第8回第一部会 平成29年8月24日	・審査請求について
第9回第一部会 平成29年9月21日	・審査請求について
第10回第一部会 平成29年10月19日	・審査請求について
第11回第一部会 平成29年11月16日	・審査請求について
第12回第一部会 平成29年12月21日	・審査請求について
第13回第一部会 平成30年1月18日	・審査請求について
第14回第一部会 平成30年2月15日	・審査請求について
第15回第一部会 平成30年3月15日	・審査請求について

表9 第二部会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第13期：第1回審議会 平成29年12月21日	・福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供について ・住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況について

(2) 諮問及び答申

平成29年度は、個人情報の収集の制限に関する規定の例外事項に係る諮問が14件、個人情報の提供の制限に関する例外事項に係る諮問が1件、審査請求事案に係る諮問が75件あり、うち25件について答申がなされました（表10）。

表10 個人情報保護審議会の答申（審査請求事案に関する答申は表6参照）

件名	諮問実施機関	諮問年月日	答申年月日
個人情報の提供の制限に関する例外について	知事 (福祉労働部)	29. 6. 8	29. 7. 20
個人情報の収集に関する例外事項について	知事	29. 9. 19	29. 11. 16
個人情報の収集に関する例外事項について	公営企業の 管理者	29. 10. 19	29. 11. 16

個人情報の収集に関する例外事項について	教育委員会	29. 10. 19	29. 11. 16
個人情報の収集に関する例外事項について	警察本部長	29. 10. 13	29. 11. 16
個人情報の収集に関する例外事項について	選挙管理委員会	29. 10. 12	29. 11. 16
個人情報の収集に関する例外事項について	人事委員会	29. 10. 12	29. 11. 16
個人情報の収集に関する例外事項について	監査委員	29. 10. 10 29. 11. 10	29. 11. 16
個人情報の収集に関する例外事項について	労働委員会	29. 10. 6	29. 11. 16
個人情報の収集に関する例外事項について	収用委員会	29. 10. 13	29. 11. 16
個人情報の収集に関する例外事項について	海区漁業調整 委員会	29. 10. 11	29. 11. 16
個人情報の収集に関する例外事項について	内水面漁場管理 委員会	29. 10. 11	29. 11. 16
個人情報の収集に関する例外事項について	地方独立行政 法人 (九州歯科大学)	29. 10. 5	29. 11. 16
個人情報の収集に関する例外事項について	地方独立行政 法人 (福岡女子大学)	29. 10. 11	29. 11. 16
個人情報の収集に関する例外事項について	地方独立行政 法人 (福岡県立大学)	29. 10. 11	29. 11. 16

(3) 福岡県個人情報保護審議会委員

福岡県個人情報保護審議会の委員（第13期）は、次のとおりです（表11）。

委員の任期は2年となっています。

表11 福岡県個人情報保護審議会委員名簿（五十音順、現職名は平成30年4月1日現在）

氏名	現職名	役職名	任期
相本 倫子	(株)西日本新聞社編集局報道センター社会部デスク		平成28年5月13日 ～ 平成30年5月12日
江島 玲子	(株)ビスネット消費生活アドバイザー		
小林 登	弁護士	会長	
櫻井 幸一	九州大学大学院システム情報科学研究 院教授		
佐々木 久美子	(株)グローヴノーツ代表取締役会長		
永井 ケイ子	福岡県民生委員児童委員協議会理事 うきは市民生委員児童委員協議会会長		
村上 英明	福岡大学法科大学院教授	会長職務 代理者	
森 咲子	(株)咲ら化粧品代表取締役		
山元 規靖	福岡工業大学情報工学部情報通信工 学科教授		

7 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、福岡県個人情報保護条例第10条の規定により、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないとされています。

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するものをいいます。

個人情報取扱事務登録簿は、県ホームページ並びに県民情報センター及び地区県民情報コーナーにおいて公表しています。

平成29年度の個人情報取扱事務の登録件数は、1,997件でした(表12)。

表12 平成29年度個人情報取扱事務の登録件数(実施機関別)

実施機関	事務の区分及び件数					
	固有事務 (本庁)	固有事務 (出先機関)	出先機関 共通事務	全庁 共通事務	合計	
知事	総務部、秘書室	107	11	17	10	145
	企画・地域振興部	70		1		71
	人づくり・県民生活部	102	5	1	1	109
	保健医療介護部	177	26	145		348
	福祉労働部	146	17	55		218
	環境部	76		26		102
	商工部	49	16	12		77
	農林水産部	165	33	64		262
	県土整備部	31	6	43		80
	建築都市部	102	23	20		145
	会計管理局	5				5
小計	1,030	137	384	11	1,562	
議会	13				13	
公営企業の管理者	2				2	
教育委員会	82	49	76	7	214	
選挙管理委員会	6				6	
人事委員会	9			4	13	
監査委員	3				3	
公安委員会	6				6	
警察本部長	130				130	
労働委員会	9				9	
収用委員会	1				1	
海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
地方独立行政法人	38				38	
合計	1,329	186	460	22	1,997	

注 固有事務：各所属において固有に処理する個人情報取扱事務

出先機関共通事務：各部局の同種の出先機関において共通して処理する個人情報取扱事務

全庁共通事務：全庁において共通して処理する個人情報取扱事務